

平成 27 年第 1 回ニセコ町議会定例会 第 4 号

平成 27 年 3 月 17 日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 議案第 8 号

平成 27 年度ニセコ町一般会計予算（予算特別委員会報告）

- 4 議案第 9 号

平成 27 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算（予算特別委員会報告）

- 5 議案第 10 号

平成 27 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算（予算特別委員会報告）

- 6 議案第 11 号

平成 27 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算（予算特別委員会報告）

- 7 議案第 12 号

平成 27 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算（予算特別委員会報告）

- 8 議案第 13 号

平成 27 年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算（予算特別委員会報告）

- 9 意見案第 1 号

必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書

(ニセコ町議会議員 青羽雄士外 4 名)

10 意見案第 2 号

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を

求める意見書

(ニセコ町議会議員 青羽雄士外 4 名)

11 意見案第 3 号

TPP 交渉からの即時脱退を求める意見書

(ニセコ町議会議員 小原久志外 3 名)

12 意見案第 4 号

農協関係法制度の見直しに関する意見書

(ニセコ町議会議員 小原久志外 3 名)

13 発議案第 1 号

ニセコ町議会委員会条例の一部を改正する条例

14 議案第 14 号

平成 26 年度ニセコ町一般会計補正予算（追加）

15 議員派遣の件について

16 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

17 閉会中の所管事務調査の申し出について（総務・産業建設常任委員会）

○出席議員(10 名)

1 番 鎌田 克己

2 番 齊藤うめ子

3 番 小原 久志

4 番 渡辺 冨雄

5 番 三谷 典久

6 番 青羽 雄士

7番 竹内 正貴

8番 成瀬 勝弘

9番 猪狩 一郎

10番 高橋 守

○出席説明員

町長 片山 健也

副町長 林 知己

会計管理者・出納室長 茶谷 久登

総務課長 高瀬 達矢

総務課参事 佐藤 寛樹

企画環境課長 山本 契太

税務課長 芳賀 善範

町民生活課長 千葉 敬貴

保険福祉課長 折内 光洋

保険福祉課参事 横山 俊幸

農政課長兼農業委員会事務局長 福村 一広

農政課参事兼国営農地再編推進室長 藤田 明彦

商工観光課長 前原 功治

建設課長 黒瀧 敏雄

上下水道課長 石山 康行

総務係長 佐藤 英征

財政係長 中川 博視

監査委員 斎藤 隆夫

教育委員長 日野浦あき子

教育長 菊地 博

学校教育課長 加藤 紀孝

町民学習課長 久保 吉幸

幼児センター長 酒井 葉子

学校給食センター長 高田 生二

農業委員会会長 荒木 隆志

○出席事務局職員

事務局長 佐竹 祐子

書記 中野 秀美

開議 午前11時40分

◎開議の宣告

○議長(高橋 守君) ただいまの出席議員は 10 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(高橋 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、議長において、1番、鎌田克己君、2番、斉藤うめ子君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長(高橋 守君) 日程第2、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 121 条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、総務課長、高瀬達矢君、総務課参事、佐藤寛樹君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、千葉敬貴君、保健福祉課長、折内光洋君、保健福祉課参事、横山俊幸君、農政課長兼農業委員会事務局長、福村一広君、農政課参事兼国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、佐藤英征君、財政係長、中川博視君、監査委員、斎藤隆夫君、教育委員長、日野浦あき子君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、久保吉幸君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君であります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第8号から日程第8 議案第13号

○議長(高橋 守君) この際、日程第3、議案第8号 平成 27 年度二セコ町一般会計予算の件から日程第8、議案第 13 号 平成 27 年度二セコ町農業集落排水事業特別会計予算までの件6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鎌田予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長(鎌田克己君) それでは、予算特別委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会において当予算特別委員会に付託されました議案第8号 平成27年度ニセコ町一般会計予算から議案第13号 平成27年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算までの6件については、3月16日及び本日17日の両日、町長を初め説明員の出席を求め、慎重に審査した結果、別紙審査報告書のとおり原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

○議長(高橋 守君) 報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑については、議員全員によって構成された予算特別委員会において審査されたので、省略いたします。また、討論についても同様につき省略いたします。

これより議案第8号 平成27年度ニセコ町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号 平成27年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号 平成27年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号 平成27年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 12 号 平成 27 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 13 号 平成 27 年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 意見案第1号から日程第10 意見案第2号

○議長(高橋 守君) 日程第9、意見案第1号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の件及び日程第10、意見案第2号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の件までの2件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

青羽雄士君。

○6番(青羽雄士君) 意見案第1号及び意見案第2号について提案説明いたします。

意見案第1号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書及び意見案第2号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の2件は、北海道医療労働組合連合会の要請に基づき、趣旨に賛同する私青羽が提出者となり、各総務常任委員が賛成者となって、意見案第1号は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各関係大臣に対して、意見案第2号は内閣総理大臣、各関係大臣に対して、それぞれ地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明にかえさせていただきます。意見案第1号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書。

国は、昨年6月の通常国会で地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律を可決しました。これにより要支援者の訪問介護と通所介護が介護予防給付から外され、また特養への入居、入所も要介護3以上に制限するとしています。ほかにも一定以上の収入のある方の利用料2割負担への引き上げや低所得者の施設入所の居住費、食費を軽減する補足給付を制限するなど、これまでにない負担と給付制限が加えられようとしています。国によって誰もが必要な介護サービスを受けられるよう必要な措置を講ずるとともに、介護保険料の負担を軽減し、介護サービスの基盤整備を図られるように自治体に必要な財源を援助する必要があると考えることから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

意見案第2号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書。

昨年成立した医療介護総合法は、国の公的責任を地方自治体と住民に転嫁するものにほかなりません。そこで、国の公的責任を自治体、住民に転嫁した医療介護総合法について自治体、住民に負担をかけない対策を国の責任として講じることや安心、安全な医療、介護を実現するため、医師、看護師、介護職員を大幅にふやすことなどを求める必要があると考えることから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上、2件についてよろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第1号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第1号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより意見案第2号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第2号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見案第3号から日程第12 意見案第4号

○議長(高橋 守君) 日程第 11、意見案第3号 TPP交渉からの即時脱退を求める意見書の件及び日程第 12、意見案第4号 農協関係法制度の見直しに関する意見書の件までの2件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

小原久志君。

○3番(小原久志君) 意見案第3号及び意見案第4号についての提案説明をいたします。

意見案第3号 TPP交渉からの即時脱退を求める意見書は、ニセコ町農民同盟及びようてい農業協同組合の要請に基づき、意見案第4号の農協関係法制度の見直しに関する意見書は、ようてい農業協同組合の要請に基づき趣旨に賛同する私小原が提出者となり、各産業建設常任委員が賛成者となって、内閣総理大臣及び各関係大臣に対し、それぞれ地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明させていただきます。意見案第3号 TPP交渉からの即時脱退を求める意見書。

TPP交渉は、極めて重大な局面を迎えております。特に日米協議において日本政府は、早期決着を意識した譲歩カードを切り始め、米の特別輸入枠の設定や牛肉、豚肉の関税大幅引き下げなどと報じられています。また、TPPは農業だけの問題ではなく、国民一人一人の暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的な議論がないまま交渉が進められていることは、決して国益にかなうものではありません。このままTPPの交渉が拙速な妥結に突き進めば、地方創生、農業の競争強化どころか地方崩壊、農業弱体化につながってしまいます。政府が国民との約束である国会決議を遵守できないことが明らかであることなどからTPP交渉からの即時脱退することを求めるため、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

意見案第4号 農協関係法制度の見直しに関する意見書。

農協改革については、去る2月9日、農業法制度等の骨格案が決定されたところですが、今回の改革が農業所得の増大や農村社会、地方創生にどのように結びつくのか明確な説明がなく、本道農業や地域の持続的な発展に支障を来すおそれがあると懸念の声が上がっています。今後農協法改正案の取り扱いに当たり、地域農業、農村の持続的発展を図るため食料の安定供給、地域振興について農協法の目的に明確に位置づけし、事業目的の見直しに当たっては協同組合の基本的性格を維持することなどを求める必要性があることから、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものです。

以上、2件についてよろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第3号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第3号 TPP交渉からの即時脱退を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより意見案第4号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第4号 農協関係法制度の見直しに関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議案第1号

○議長(高橋 守君) 日程第13、発議案第1号 ニセコ町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

竹内正貴君。

○7番(竹内正貴君) 発議案第1号 ニセコ町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

国による教育委員会制度の改変により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第121条に基づく議会の委員会への長及び委員長などの出席義務の規定が改正されたことから、ニセコ町議会委員会条例の所要の改正が必要のため、私竹内が提出者となり、議会運営委員が賛成者となって地方自治法第112条及びニセコ町議会会議規則第13条の規定により提出するものです。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより発議案第1号 ニセコ町議会委員会条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議案第1号 ニセコ町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第14号

○議長(高橋 守君) 日程第14、議案第14号 平成26年度二セコ町一般会計補正予算の件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第14、議案第14号 平成26年度二セコ町一般会計補正予算について説明いたします。

別冊の追加議案をご用意お願いいたします。追加議案の2ページでございます。議案第14号 平成26年度二セコ町一般会計補正予算。

平成26年度二セコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ505万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,710万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月17日提出、二セコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入が3ページ、歳出を4ページに載せてございます。

5ページをお開きください。歳入歳出予算補正の事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

6ページの歳出をごらんください。歳出の合計で、今回の補正額505万5,000円の財源については、その他で105万9,000円、一般財源で399万6,000円でございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。9ページをお開きください。9ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、3目除雪対策費、13節委託料で399万6,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、12月、1月の異常気象の大雪と吹雪により緊急的な対応としてロータリーによる附帯除雪を実施したことや市街地など堆雪スペースが少なくなったこともあり、排雪回数が増したことにより増額するものでございます。また、当初設計で排雪運搬を予定しておりませんでした教職員住宅及びコーポ有

島並びに給食センターについても今回の大雪により排雪運搬を実施したことから、合わせて 399 万 6,000 円を増額補正するものでございます。

7項住宅費の1目住宅管理費、15 節工事請負費で 105 万 9,000 円を増額補正でございます。こちらは、一緒にお配りしております写真をごらんいただきたいというふうに思います。こちらも 12 月から1月にかけて降り続いた大雪やその後に雨が降るなど暖気による影響から、資料のとおり、西富団地1号棟の外壁及び樹脂サッシが屋根からの落雪により破損したため、破損箇所について修繕するために 105 万 9,000 円を増額補正するものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。7ページをごらんください。7ページ、10 款地方交付税、1項1目地方交付税において歳入歳出予算の収支均衡を図るため 399 万 6,000 円を増額補正するものでございます。これによりまして普通交付税の留保額は 2,713 万 1,000 円となります。

8ページが 20 款諸収入、5項4目雑入において町有建物災害共済金で 105 万 9,000 円の計上でございます。こちらは、歳出でご説明いたしました雪害により破損いたしました西富団地1号棟外壁及び樹脂サッシの修繕については、町有建物災害共済を適用することから、共済金にて 105 万 9,000 円を補正するものでございます。

議案第 14 号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第 14 号 平成 26 年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑ありませんか。

猪狩議員。

○9番(猪狩一郎君) 予算特別委員会でも先ほどご説明あったのですけれども、もう一度除雪委託料についてお聞きしたいのですけれども、例えばふぶいたりなんかして 12.5 センチ以上になった場合、最高何回までやるのか。それと、基幹道路だけをあげるのか、全線あげるのか、その辺もう一度説明をお願いします。

○議長(高橋 守君) 建設課長。

○建設課長(黒瀧敏雄君) 今の猪狩議員の質問にお答えします。

基本的に 12.5 という基準で回っているのですが、全てがそういう状態ではなくて、今回の補正の部分はあくまでも排雪ということでもまずご理解いただきたいということが1つ。先ほど言ったように 12.5 に到達するというのが一つの基準にしているのですが、道路のパトロールの状態も見て回っている都合上、大体少なくとも一番多くて3回出ているというのが実態としてはあります。それは山側のほうです。アンヌプリとかニセコとか、あっち側のほうはやはり雪の降り方が違うので、3回ぐらい出ているというこ

とが今まではありました。基本はその基準に沿って回っているというのが実態にあります。ということでよろしいでしょうか。

○議長(高橋 守君) 成瀬議員。

○8番(成瀬勝弘君) 今の13節委託料と15節の工事請負費、これについて質問したいと思います。

雪は、確かに先ほどの説明では順調に降ったのだということを申しておりました。ところが、私はずっとあの道路通っておりますので、見るとこんなところ関係ないだろうというところを横出しをすると。仕事がないから、道路を掘り割りにしてしまう。それを畑に押し込むものだから、今度また今これからになってユンボか何かでそれを道路のほうに寄せると。これまた追加になるのですか。今のところまだ出ていないからあれだけでも、そんなようなことで、何せかなりいいかげんなところあるなど、そんなふうに思っております。

それと、15節でありますけれども、設計上だとか工法には全然問題ないと。確かに潰れていないからそうなのです。ところが、古いものでなくて去年の秋つくったものが壊れてしまうということは、何か原因あると思うのですけれども、その原因について説明をしていただきたいと思います。

○議長(高橋 守君) 建設課長。

○建設課長(黒瀧敏雄君) 今の成瀬議員の質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、除雪の関係、今おっしゃっている路線の部分については、基本的にロータリーによる排雪ということで考えております。今シヨベルで横に畑に出しているという問題の部分については、今回の予算計上では原則論見ていません。ということがまず1つと、あと畑のところに入って被害を受けているということであれば、それはまた我々としてもパブリックを通して指導をしていきたいというふうに考えております。そういうことでご理解のほうよろしく申し上げます。

それとあと、建物、西富団地の関係の設計上どうなのか、そしてその原因と問題はどうかというこの質問だったのですが、そちらについてお答えしたいと思います。当初設計の段階で現状が片流れ屋根という形だったものですから、その現状でやるかどうかということを検討しました。そのときに雪が大量に落ち込むと。後ろの除雪も大変だということだったので、無落雪屋根を採用した形で検討しようということで、当初設計事務所と我々建設課のほうで話をしておりました。その中で、通常使うルーフドレインによる無落雪工法をちょっと検討したのですが、屋根の枯れ葉とかそういうものの問題があるので、すが漏れの原因があるということで、最近ここ10年ぐらい前から今採用しておりますフラットルーフ工法という屋根の工法を採用しまして、住宅性能基準の言う100分の2の勾配基準というものがあるのですが、そちらのほうの2%勾配というものを採用した中で今回設計に至っております。その点についての実績ということで、夕張の歩団地とか豊富の借り上げの住宅、あと釧路の白樺台団地とか、そう

いう実績があった中で問題ないかどうか検証した中で検討しました。その関係上、落雪による問題があったかどうかというのも当然検討させていただいたのですが、そういう実績の事故がなかったということも踏まえて、今回我々建設課のほうでこの新しい工法でニセコで対応しようということでもまずやったのが事実でございます。

現状なぜこういうふうになったかという原因についてその後いろいろ我々も設計事務所と一緒に検討してみたのですが、単純な大雪によって、通常の気温であればこのような滑り出しの現象もなかったというふうに考えられるのですが、比較的新しい屋根の張り方で、また新しい材料も使っていたということと、暖気によって結構雪だけではなくて雨も伴っていたということで、屋根と雪の間に結構氷の層ができていたという現状にありました。その氷が2%ではあるのですけれども、かなり滑りやすい状況にあったということは事実あったので、今回予想もしないようなこういう事故が発生したのだということも認識しました。今後も絶対こういうことがないということはありませんので、私たちとしてはそういう被害にならないようにまずは雪どめを配置して、流れないように措置したいということで考えております。

ただ、雪をおろさないかどうかという問題も当然出てくると思います。通常今無落雪の工法で考えているものですから、建築基準法で言われている2.3メートルの積雪深に耐えられるということで当初から設計しておりますので、柱、はりについては通常どおり問題ないという判断をしております。ただ、個々の住宅の生活のライフスタイルにもよりますが、中で結構煮炊きをしていたり、洗濯でシーツを干していたりとかいろんな状況もあります。そういった中で、確かに建具がきしんだりとか、閉めが悪いとかという問題もあります。そういう問題については、建具の調整もしながら、閉まりが悪いとかきついという問題については対処していきたいと思います。絶対に屋根の雪をおろさなくてもいいということはやはり行政側も断言はできませんので、入居者のほうにはご理解をいただきながら、年に一、二回もしくは3回ぐらいははしごをかけて落としていただきたいということも説明したいというふうに思っています。

以上です。ご理解いただきたいと思っております。

○議長(高橋 守君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 14 号 平成 26 年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議員派遣の件について

○議長(高橋 守君) 日程第 15、議員派遣の件についての件を議題といたします。

お諮りします。別紙記載のとおり、後志総合開発期成会要望運動、北海道町村議会議員研修会、後志町村議会議員研修会がそれぞれ開催されますので、これに出席することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては出席することに決しました。

#### ◎日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(高橋 守君) 日程第 16、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付したとおり会議規則第 72 条第2項の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

#### ◎日程第17 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長(高橋 守君) 日程第 17、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

総務及び産業建設常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第 72 条第 1 項の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査に付することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(高橋 守君) 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて平成 27 年第 1 回ニセコ町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 0 時 18 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 鎌 田 克 己 (自 署)

署 名 議 員 斉 藤 う め 子 (自 署)